

1.介護報酬に係わるもの(利用者負担1割分または2割分または3割分)									
項目	要介護区分	算定項目	単位数	算定回数	介護報酬		利用者負担額		
					単位	金額(10割)	1割負担	2割負担	3割負担
① 基本額	種別:介護予防通所サービス								
	事業対象者 要支援1	送迎・入浴なし	190	1回	190 単位	2,036 円	204 円	408 円	611 円
				5回	952 単位	10,205 円	1,021 円	2,041 円	3,062 円
		送迎のみあり	284	1回	284 単位	3,044 円	305 円	609 円	914 円
				5回	1,422 単位	15,243 円	1,525 円	3,049 円	4,573 円
		入浴のみあり	240	1回	240 単位	2,572 円	258 円	515 円	772 円
				5回	1,202 単位	12,885 円	1,289 円	2,577 円	3,866 円
	送迎・入浴あり	334	1回	334 単位	3,580 円	358 円	716 円	1,074 円	
			5回	1,672 単位	17,923 円	1,793 円	3,585 円	5,377 円	
	要支援2	送迎・入浴なし	198	1回	198 単位	2,122 円	213 円	425 円	637 円
				9回・10回	1,988 単位	21,311 円	2,132 円	4,263 円	6,394 円
		送迎のみあり	292	1回	292 単位	3,130 円	313 円	626 円	939 円
				9回・10回	2,928 単位	31,388 円	3,139 円	6,278 円	9,417 円
		入浴のみあり	248	1回	248 単位	2,658 円	266 円	532 円	798 円
				9回・10回	2,488 単位	26,671 円	2,668 円	5,335 円	8,002 円
		送迎・入浴あり	342	1回	342 単位	3,666 円	367 円	734 円	1,100 円
				9回・10回	3,428 単位	36,748 円	3,675 円	7,350 円	11,025 円
	② 加算額	若年性認知症入所者受入加算			1月につき	240 単位	2,572 円	258 円	515 円
生活向上グループ活動加算			1月につき	100 単位	1,072 円	108 円	215 円	322 円	
運動器機能向上加算			1月につき	225 単位	2,412 円	242 円	483 円	724 円	
栄養改善加算			1月につき	150 単位	1,608 円	161 円	322 円	483 円	
口腔機能向上加算			1月につき	150 単位	1,608 円	161 円	322 円	483 円	
運動器機能向上及び栄養改善加算			1月につき	480 単位	5,145 円	515 円	1,029 円	1,544 円	
運動器機能向上及び口腔機能向上加算			1月につき	480 単位	5,145 円	515 円	1,029 円	1,544 円	
栄養改善及び口腔機能向上			1月につき	480 単位	5,145 円	515 円	1,029 円	1,544 円	
運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上			1月につき	700 単位	7,504 円	751 円	1,501 円	2,252 円	
事業所評価加算			1月につき	120 単位	1,286 円	129 円	258 円	386 円	
科学的介護推進体制加算			1月につき	40 単位	428 円	43 円	86 円	129 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		事業対象者・要支援1		1月につき	88 単位	943 円	95 円	189 円	283 円
		要支援2		1月につき	176 単位	1,886 円	189 円	378 円	566 円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		事業対象者・要支援1		1月につき	72 単位	771 円	78 円	155 円	232 円
		要支援2		1月につき	144 単位	1,543 円	155 円	309 円	463 円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		事業対象者・要支援1		1月につき	24 単位	257 円	26 円	52 円	78 円
		要支援2		1月につき	48 単位	514 円	52 円	103 円	155 円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			1月につき	①基本額+②加算額(1ヶ月)×5.9%の1割分または2割分または3割分					
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			1月につき	①基本額+②加算額(1ヶ月)×1.2%の1割分または2割分または3割分					
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)			1月につき	①基本額+②加算額(1ヶ月)×1.0%の1割分または2割分または3割分					
【利用者負担の計算方法】 ①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.72円(川崎市の地域加算)-9割分または8割分または7割分(小数点以下切捨て)=利用者負担(1割分または2割分または3割分)ただし、金額は小数点以下切捨てなので、多少の誤差が出ます。									
*新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年4月から9月末までの間、基本単位に0.1%上乘せられます。									
2. その他の費用(利用者負担10割)									
食費		1日につき		647 円					
・おむつ代(利用者の希望で提供した場合)		実費(1枚150円程度)							
・通常の実施地域以外への送迎費(川崎市以外への送迎)		実費(公共交通機関相当額)							
3. 介護保険運営基準外の費用(利用者負担10割)									
・キャンセル料		1回につき		350 円					